厚木市自治基本条例推進委員会令和６年度第１回会議次第

日時　令和６年７月２日（火）午後６時から
場所　厚木市役所　第二庁舎 16 階会議室

１　開会

２　案件

⑴ 令和５年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について【資料１～３】

⑵ 市民参加手続の点検及び評価について　【資料４～６】

⑶ 令和６年度市民参加手続の報告について　【資料７～８】

３ その他

４　閉会

資料１

厚木市自治基本条例推進委員会の職務について

１　自治基本条例について

(1) 条例の運用状況の点検（毎年度）

第10章　自治基本条例推進委員会
第38条　市長は、この自治基本条例の**運用状況の点検を行う**ため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
３　委員会は、この自治基本条例の**運用状況について、市長に意見を述べることができる。**
４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

自治基本条例は、厚木市の自治を進めるための基本的なルールを定めたものです。よって、市長等が行う行政運営は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行われなければなりません。

そのためには、自治の基本原則や様々な市民の市政への参加、協働といったこの自治基本条例に規定されている規定の趣旨を十分に反映させて行政運営が行われているかどうかを点検する必要があります。

そこで、自治基本条例推進委員会を設置し、条例の運用状況の点検を毎年実施します。

(2) 条例の見直しに対する意見（令和３年～４年度に実施）

第11章　自治基本条例の見直し
第39条　市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、**４年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う**ものとする。
２　市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、**市民の参加を得て**行わなければならない。

自治基本条例は、厚木市の最も尊重すべき条例であり、かつ、この自治基本条例の趣旨にのっとり自治を推進していくことが求められている以上、内容が時代遅れのものとなっていたのでは困ります。

そのため、市長には、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておく努力が求められます。

そこで、市長は４年を超えない期間ごとに、自治基本条例推進委員会等市民参加を得ながら自治基本条例の見直しを行うこととなっています。

２ 市民参加条例について

(1) 市民参加手続の実施状況の点検・評価（毎年度）

（市民参加の点検及び評価）
第17条　実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを推進するため、**市民参加の手続の実施状況について、点検及び評価を実施**し、その結果を公表しなければならない。
２　前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第38条第１項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

委員会では、市民参加手続の実施予定や実施状況に基づき、市民参加手続が条例に基づいて適正に実施されたか、市民から提出された意見等に対する実施機関の検討の経過が適正であったかどうかなどについて審議します。

(2) 市民参加手続の実施予定の報告（毎年度）

（市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表）
第16条　実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手続の**実施予定**及び前年度における市民参加の手続の実施状況を公表しなければならない。

市民参加条例上は、実施予定について点検を行うことは明記されていませんが、市民参加手続の適正な実施を担保するため、手続の実施前に委員会に報告を行っています。

そして、手続の実施予定を公表することにより、市民の参加の機会を確保するとともに、市民参加手続が適正に行われているかどうかを市民が確認することができ、政策等の立案における行政の透明性の確保及び市民の信頼の確保につながります。

なお、実施予定については、年度当初の広報あつぎで年間予定を公表しています。

公表後に新たに行うことになった市民参加手続については、その都度、委員会に報告の上、公表しています。

３　住民投票条例について

条例の運用状況に関する意見聴取（随時）

（意見聴取）
第23条 市長は、この条例の運用に関する事項について、厚木市自治基本条例第38条第１項に規定する**厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴く**ものとする。

厚木市住民投票条例では、この条例を適正に運用するため、運用に当たって疑義がある場合などは、自治基本条例推進委員会の意見を聴くことを定めています。

住民投票の請求代表者は、署名を収集するために必要な住民投票実施請求代表者証明書の交付を、市長に対して申請します。この申請があった場合、市長は、請求代表者としての資格の有無の確認を選挙管理委員会に依頼するほか、自らは、請求しようとする住民投票事項が第３条に規定する住民投票に付することができる事項に該当すること及び第６条に規定する形式に該当することを判定します。

厚木市自治基本条例推進委員会に意見を聴くのは、**この判定を行う時に疑義がある場合や**、判定に基づき市長が行った決定に異議申立があった際、**異議申立に対する決定を行う場合**などです。

資料２

厚木市自治基本条例推進委員会による
厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針

１　点検方法

厚木市自治基本条例第15条から第37条までの規定に基づき、市長等（職員を含む。）が行うべき事項に対して、実際に取り組んだ事項（関連する事業等を含む。）をまとめた「運用状況報告書」を本委員会に提出し、本委員会は、次に記載した点検の視点に基づき、厚木市自治基本条例の条ごとに点検する。

２　点検の視点

条例が意図していることと、市が実際に取り組んだ事業に相違がないか点検します。

（例）

自治基本条例

（行政運営の基本事項）
第15条　市長等は、自治の基本原則に基づき、**政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行う**ものとする。
２　～以下略～

条文の内容と、市が実施した事業を確認し、
条文の意図に則って行われているか等をチェックします。

市が実施した事業

事業名	目的と内容	実績
外部評価	学識経験者４人、企業の管理職１人、公募市民１人で構成される外部評価委員及び延べ58人の外部評価モニターによる「市民参加型外部評価」を実施。平成26年度からインターネットを通じた生中継とインターネット投票も実施し、市民参加度をより高め、市の事業を評価した。	外部評価は毎年度１回、２日間に分けて開催。 外部評価モニターは、年齢層、男女別のバランスを考慮の上、無作為抽出した1,750人の市民の皆様から参加者を募っている。令和元年度は、65人に応募していただき、２日間で延べ58人に参加していただいた。 会場傍聴者は延べ170人、動画視聴者は延べ1,010人、計1,180人の方に外部評価をご覧いただいた。 また、評価結果については、「拡大」１事業、「現行どおり」２事業、「要改善」５事業となった。

※参考※　運用状況報告書　書式（予定）

【第15条関係】

（行政運営の基本事項）

第15条　市長等は、自治の基本原則に基づき、**政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行う**ものとする。

２　市長等は、**政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行う**ものとする。

３　市長等は、**市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行う**ものとする。

〔運用状況〕

No	項	名称	目的と内容	R2年度実績
1	1 2	市民協働事業提案制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。	実施件数　９件
2	1 2 3	外部評価	学識経験者４人、企業の管理職１人、公募市民１人で構成される外部評価委員及び延べ58人の外部評価モニターによる「市民参加型外部評価」を実施。平成26年度からインターネットを通じた生中継とインターネット投票も実施し、市民参加度をより高め、市の事業を評価した。	外部評価は毎年度１回、２日間に分けて開催。 外部評価モニターは、年齢層、男女別のバランスを考慮の上、無作為抽出した1,750人の市民の皆様から参加者を募っている。令和元年度は、65人に応募していただき、２日間で延べ58人に参加していただいた。 会場傍聴者は延べ170人、動画視聴者は延べ1,010人、計1,180人の方に外部評価をご覧いただいた。また、評価結果については、「拡大」１事業、「現行どおり」２事業、「要改善」５事業となった。 １日目：外部評価委員（6人）、 外部評価モニター（29人）、 会場傍聴者（85人）、 動画視聴者（260人） ２日目：外部評価委員（5人）、

				外部評価モニター（29人）、 会場傍聴者（85人）、 動画視聴者（750人）
3	2	行政改革	地方分権の更なる推進や少子高齢化など社会情勢の変化に的確に対応できる体制を維持するため、第６次厚木市行政改革大綱あつぎ行政経営プラン実施計画に取り組んだ。	平成27年度から令和２年度までを取組期間としている第６次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」実施計画について、令和元年度の取組を進めた。
4	2	市有財産の有効活用	未利用等で効率的利用が期待できる市有地の有効活用の推進を図る。	・先着順受付により市有地2物件の売払いを実施。うち1物件の申し込みがあった。 ・市有財産土地物件を貸付(貸付金額32,707,280円)。
5	2	あつぎ協働大学開設事業	生涯学習を通じた活力ある地域社会の実現のため、市と市内の大学及び企業との協働により、多様化、高度化している市民の生涯学習への要求に応える講座を実施した。	【あつぎ協働大学の実績】 教養科目：１大学５回全２５回 企業科目：３回 協働科目：２回 実践科目：０回（新型コロナウイルスの影響で中止） 期間：５月～12月 延べ受講者数：2,679人
6	2 3	各課への予算執行方針の通知と予算編成方針の明示	予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、留意事項を各課に通知し、予算の編成に当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるため、予算編成方針を示す。	令和元年度予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算執行に留意すべき事項を各課に通知した。 また、令和２年度予算の編成に当たっては、政策等の優先性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示した。

点検結果	□ 妥当　□ おおむね妥当　□ 不十分
委員会からの意見	

資料３

令和６年度厚木市自治基本条例推進委員会スケジュール（案）

回	月	開催日	審議案件	
			自治基本条例 運用状況の点検	市民参加手続の点検
1	７月	２日		市民参加手続の点検方法を確認
	８月 ～ ９月		令和５年度 自治基本条例運用状況調査 （事務局）	
2	10月	上旬	令和５年度 自治基本条例運用状況点検①	令和５年度市民参加手続 の点検①
3	11月	上旬	令和５年度 自治基本条例運用状況点検②	令和５年度市民参加手続 の点検②
4	11月	中旬	令和５年度 自治基本条例運用状況点検 （予備）	令和５年度市民参加手続 の点検（予備）
	12月		自治基本条例運用状況 点検結果報告の確認 （事務局→委員長）	市民参加条例運用状況 点検結果報告書を市へ提出
	１月		自治基本条例運用状況 点検結果報告を市へ提出 自治基本条例運用状況 点検結果報告を庁内に通知 （事務局）	市民参加条例運用状況 点検結果報告書を庁内に 通知（事務局）
5	３月	中旬		令和７年度 市民参加手続（予定）の 報告

【随時】
市民参加手続(予定)の
点検

資料４

市民参加手続の点検及び評価の方法（案）

１　令和５年度市民参加手続実施結果

（１）担当課による説明

自治基本条例推進委員会で４件程度の市民参加手続対象行為を選出していただきます。選出した対象行為は、市民参加手続実施結果を担当課から説明させていただき、質疑応答や意見交換をしていただきます。

（１対象行為につき 10 分程度）

（２）ホームページ等での確認

その他の対象行為については、令和５年度市民参加手続実施結果一覧表や市ホームページで市民参加手続実施結果の点検をお願いします。なお、詳細な資料や紙ベースの資料が必要な場合は事務局まで御連絡ください。

【ホームページ】　ホーム＞市政情報＞市民参加

（３）　点検結果報告書

点検結果は報告書としてまとめ、市に提出します。

２　令和６年度市民参加手続（予定）

随時点検及び評価を実施していただき、その結果は自治基本条例推進委員会の会議録として公表します。

資料５

点検内容（市民参加条例及び市民参加条例施行規則の一部抜粋）

１　審議会

【条例（自治基本条例）】

（審議会等の運営）

第31条　市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

２　市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

３　審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

４　審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

【条例】

（審議会等の運営）

第９条　審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第４項までに定めるところによる。

２　実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 選考の基準及び方法

(2) その他必要な事項

３　実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。

４　実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

（審議会等の委員の公募等）

第３条　市長は、条例第９条第２項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の５分の１以上を公募により選出するよう努めるものとする。

(1) 法令により委員の資格が限られているもの

(2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの

(3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

(4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

２　条例第９条第２項第１号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

３　条例第９条第２項第２号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の名称及び所掌事務

(2) 募集する委員の数及び任期

(3) 応募資格及び応募方法

(4) 会議開催の予定時期及び予定回数

(5) 報酬等の有無

(6) その他市長が必要と認める事項

4　委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

5　市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 委員を募集した期間

(3) 委員の選考方法

(4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由

(5) その他市長が必要と認める事項

２　パブリックコメント

【条例】

（パブリックコメント手続の実施）

第10条　実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 対象行為の案及び当該案に関する資料

(2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間

(3) その他必要な事項

２　実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 対象行為の案の概要

(2) 提出された意見等の概要

(3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容

(5) その他必要な事項

３　意見等の提出期間は、第１項の規定による公表の日から30日以上とする。

４　前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第１項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

（再度のパブリックコメント手続の実施）

第11条　実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第１項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

【規則】

（パブリックコメント手続）

第４条　条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参

(5) その他市長が必要と認める方法

２　パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

３　意見交換会

【条例】

（意見交換会の開催）

第12条　実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 意見交換会の名称及び議題

(2) 開催日時及び開催場所

(3) その他必要な事項

２　実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

３　実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

（意見交換会）

第５条　条例第12条第１項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の２週間前までに行わなければならない。

２　条例第12条第２項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見交換会の名称

(2) 開催日時及び場所

(3) 参加者数

(4) 議事の経過及び発言の要旨

(5) その他市長が必要と認める事項

４　ワークショップ

【条例】

（ワークショップの開催）

第14条　実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) ワークショップの名称及び議題

(2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

２　実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

３　実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

４　実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

（ワークショップ）

第７条　条例第14条第２項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

２　条例第14条第３項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) ワークショップの名称

(2) 開催日時及び場所

(3) 参加者数

(4) 議事の経過及び発言の要旨

(5) その他市長が必要と認める事項

５　意向調査

【条例】

（意向調査の実施）

第15条　実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

２　実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

【規則】

第８条　条例第15条第２項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 意向調査の名称

(2) 意向調査の目的、方法及び対象

(3) 意向調査の実施時期

(4) 回答率及び集計結果

(5) その他市長が必要と認める事項

６　共通

【規則】

（公表の方法）

第10条　条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布

ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口

イ 市政情報コーナー

ウ 厚木市地区市民センター

エ 厚木市役所連絡所

オ 厚木市立中央図書館

(2) 市の広報紙への掲載

(3) インターネットを利用しての閲覧

(4) その他市長が適当と認める方法

令和5年度市民参加手続実施状況一覧表

資料６

No.	対象行為	概要	必要な手続数	審議会	意見交換会	意向調査	パブリックコメント	担当課（R6）
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数（公募委員数）	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者（人数） ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
1	厚木市市税条例の一部改正	地方税法の一部改正において、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象として、新たに長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税についての減額措置が講じられたことから、固定資産税を減額する割合等を定めるため、厚木市市税条例の一部を改正するものです。	パブコメ＋２		①R5.8.18 ②1人 ③1件	①R5.8.1～8.15 ②105人 ③69人	①R5.9.1～10.2 ②0人 ③0件	資産税課
2	厚木市学校給食費に関する条例及び同条例施行規則の一部改正	学校給食費無償化の実施に伴い、条例に定められている学校給食費の徴収について改正の必要があること及び物価高騰に対応するため条例に定められている学校給食費の基準額を見直す必要があることから、厚木市学校給食費に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正するものです。	パブコメ＋２	①学校給食センター運営委員会 ②R5.7.5 ③15人（3人）		①R5.7.7～7.23 ②18歳以上の市民（4,500人） ③1,590件	①R5.9.1～10.2 ②3人 ③12件	学校給食課
3	厚木市開発許可等基準条例の一部改正	都市計画法の改正を受けて、市街化調整区域内の災害ハザードエリアにおける開発許可等の基準を見直すため、厚木市開発許可等基準条例の一部改正を行うものです。	パブコメ＋２	①厚木市開発審査会 ②R5.10.4 ③5人（0人）	①R5.10.27 ②4人 ③5件		①R5.12.1～R6.1.4 ②0人 ③0件	開発審査課
4	厚木市地域福祉計画（第６期）の策定	社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられ、市民の誰もが住み慣れた家庭や地域で共に支え合いながら自立した生活を送ることができるようにするための地域福祉の基本的な方向性や重点施策を定めた計画を策定するものです。	パブコメ＋２	①保健福祉審議会 ②R5.8～10 ③14人（2人）	①R5.7.27 ②11人 ③3件		①R5.11.27～12.27 ②1人 ③1件	地域包括ケア推進課
5	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）の策定	老人福祉法第20条の８及び介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、生きがいづくりや健康づくりの推進、医療・福祉・介護などの連携による地域包括ケア社会の推進を図るなど、総合的な高齢者保健福祉施策を実施するとともに、介護保険事業に関し、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの目標値を推計することで、保険給付の円滑な実施を図るための計画です。 なお、介護保険条例の一部改正を要する介護保険料の改定についても計画に位置付けています。	パブコメ＋２	①保健福祉審議会 ②R5.8～10 ③14人（2人）	①R5.7.27 ②11人 ③18件	①R4.12.26～R5.1.12 ②40歳以上で要介護・要支援認定の有無、10地域包括圏域、居宅サービス利用の有無など複数の条件設定あり（8,200人）、市内介護保険事業所法人（135法人） ③4,217件、法人50件	①R5.11.27～12.27 ②3人 ③10件	地域包括ケア推進課

No.	対象行為	概要	必要な手続数	審議会	意見交換会	意向調査	パブリックコメント	担当課（R6）
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数（公募委員数）	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者（人数） ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
6	厚木市障がい者福祉計画（第７期）の策定	障害者基本法第11条第３項に規定する市町村障害者計画で、厚木市総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画です。 また、障害者総合支援法第88条第１項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第１項に規定する市町村障害児福祉計画を包含しています。	パブコメ＋２	①厚木市障害者協議会 ②R5.5.18～10.19 ③27（0人） ①厚木市保健福祉審議会 ②R5.8.21～10.20 ③14人（0人） ほか	①R5.7.27 ②11人 ③11件	①R4.11.15～12.16 ②800人、164事業所 ③435件、79事業所	①R5.11.27～12.27 ②1人 ③7件	障がい福祉課
7	厚木市環境教育等行動計画の策定	カーボンニュートラルの実現に向け、長期的な取組が必要となることから、これまで以上に環境教育・環境学習の重要度が高まっているため環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に定める行動計画を策定する。	パブコメ＋２	①環境教育等推進協議会 ②R5.7.28、11.16 ③10人（2人）	①R5.11.8 ②4人 ③8件		①R6.1.4～2.5 ②2人 ③3件	環境政策課
8	生物多様性あつぎ戦略の改定	豊かな自然と健全な生態系の保全を図るため、生物多様性に係る世界的な目標や国家戦略等を踏まえ、平成24年度に策定した「生物多様性あつぎ戦略」を改定するものです。	パブコメ＋２	①環境審議会 ②R5.8.8、8..25（部会）、10.5（部会）、11.17 ③18人（2人）	①R5.11.8 ②4人 ③7件		①R6.1.4～2.5 ②3人 ③21件	環境政策課
9	第２期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定	国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定に伴い、これまで進めてきた地方創生の取組を、より一層デジタルの力を活用しながら継承・発展させていくため、第２期総合戦略を改定するものです。	パブコメ＋２	①厚木市まち･ひと･しごと創生総合戦略会議 ②R5.8.30～11.30 ③16人（3人）	①R5.10.17 ②3人 ③6件		①R6.1.4～R6.2.5 ②3人 ③21件	企画政策課
10	第４次厚木市子ども読書活動推進計画の策定	子どもたちが読書を通じて豊かな心を育み「生きる力」を身に付けることができるよう、第４次厚木市子ども読書活動推進計画を策定するものです。	パブコメ＋１	①図書館協議会 ②R5.7～R6.3 ③6人（2人）			①R5.12.1～R6.1.4 ②1人 ③2件	中央図書館
11	災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準の制定	市街化調整区域内の災害レッドゾーンに存する既存建築物を、災害レッドゾーン以外の土地に移転する場合の立地基準が都市計画法の改正により創設されたことを受けて、移転の具体的要件を定めた「災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準」の制定を行うものです。	パブコメのみ	①厚木市開発審査会 ②R5.10.4 ③5人（0人）			①R5.12.1～R6.1.4 ②0人 ③0件	開発審査課

令和6年度市民参加手続対象行為一覧（実施）

資料７

No.	対象行為	担当課	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	その他の手法	パブリックコメント	必要な手続数
1	厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針の策定	行政経営課	R5.8～R6.3	R6.6～11	R6.6～11	R6.6～11	R6.6～11	R6.12～R7.1	パブコメ＋2
2	受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）の改定	行政経営課	R6.6					R6.6	パブコメ＋1
3	公の施設の使用料の改定	行政経営課	R6.11	R6.11				R7.1	パブコメ＋2
4	あつぎ子ども未来プラン（第４期）の策定	こども育成課	R5～R6			R5.12		R6	パブコメ＋2
5	第２期　厚木市自殺対策計画	健康づくり課	R6.3					R6.4～5	パブコメ＋1
6	厚木市開発許可等基準条例の一部改正	開発審査課	R6.6	R6.7				R6.9	パブコメ＋2
7	三田児童館整備方針の策定	青少年課	未定	R7.1～2				R7.4～5	パブコメ＋1
8	スポーツの聖地づくりに係る基本構想及び基本計画の策定	スポーツ推進課	R6.11～R7.3	R6.10				R7.3	パブコメ＋2
9	(仮称)北部地区公園整備に関する基本計画の策定	公園緑地課	R6.10			R5.10		R7.1	パブコメ＋1
10	（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例の制定	くらし交通安全課	R6.6～R6.10	R6.8				R6.11～12	パブコメ＋2
11	厚木市公文書等の管理に関する条例の制定	行政総務課	R6.6～R6.10	R6.8				R6.10～12	パブコメ＋2
12	「厚木市人権施策推進指針」の改定	市民協働推進課	R6.6～R7.3			R5.11		R7.1	パブコメ＋1

市民参加手続点検表（予定）

⑩

担当課名　　くらし交通安全課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例の制定</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">犯罪被害者等に対し、支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る市民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため、（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例を制定するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="3">☑ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">☑実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td>審議会</td><td colspan="2">令和6年6月25日、10月上旬
厚木市人権施策推進協議会</td></tr>
<tr><td>意見交換会</td><td colspan="2">令和6年8月下旬</td></tr>
<tr><td>パブリックコメント</td><td colspan="2">令和6年11月中旬～12月中旬</td></tr>
<tr><td>☐省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
☐軽微なもの
☐緊急性のあるもの
☐法令で実施基準を規定
☐事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由

</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑪

担当課名　　行政総務課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市公文書等の管理に関する条例の制定</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">国の公文書等の管理に関する法律第34条において、「地方自治体は保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされています。本市では、厚木市行政文書取扱規程に基づき行政文書を適切に管理しているところですが、条例を制定することで、文書の適正管理に留まらず、文書は市民共有の知的資源であり、市民が主体的に利用し得るものであるという理念の下、歴史的に価値のある文書の保存、利用等について新たに条例を制定するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="3">■ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">■実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td>審議会</td><td colspan="2">令和6年6月～10月頃
厚木市個人情報保護審査会
厚木市情報公開審査会</td></tr>
<tr><td>意見交換会</td><td colspan="2">令和6年8月頃</td></tr>
<tr><td>パブリックコメント</td><td colspan="2">令和6年10月～12月頃</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□省略する</td><td rowspan="2">理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑫

担当課名　　市民協働推進課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="3">「厚木市人権施策推進指針」の改定</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="3">本市では、平成16年４月に、市民一人一人の人権が尊重され、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成する「人権尊重の地域づくり」の実現を目指して、「厚木市人権施策推進指針」を策定しました。その後、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、令和元年10月に改定をしましたが、さらに改定以降の人権を取り巻く社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対応するため、本方針を改定するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="2">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋２以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋１以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">■実施する</td><td>手法</td><td>実施予定時期</td></tr>
<tr><td>意向調査</td><td>令和5年11月
人権に関する市民意識調査</td></tr>
<tr><td>審議会</td><td>令和6年6月、10月、3月頃
厚木市人権施策推進協議会</td></tr>
<tr><td>パブリックコメント</td><td>令和7年1月頃</td></tr>
<tr><td>□省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td>具体的な理由

</td></tr>
</table>

令和6年度市民参加手続対象行為一覧（省略）

資料８

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 （条例第6条第7項）
1	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
2	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
3	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
4	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
5	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
6	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課 病院総務課	（4）事務又は事業の性質
7	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
8	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	（3）法令で実施基準を規定 （4）事務又は事業の性質
9	厚木市児童手当等事務取扱規則の一部改正	子育て給付課	（3）法令で実施基準を規定
10	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	（3）法令で実施基準を規定
11	厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ケ丘小学校施設建て替え整備事業に係る技術提案書特定委員会規則の制定	教育施設課	（4）事務又は事業の性質
12	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	（3）法令で実施基準を規定
13	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	（3）法令で実施基準を規定
14	厚木市市税条例施行規則の一部改正	市民税課	（1）軽微なもの
15	厚木市アミューあつぎ運営管理業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定	商業観光課 生涯学習課	（4）事務又は事業の性質
16	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正	職員課	（1）軽微なもの
17	厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正	職員課	（1）軽微なもの
18	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
19	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
20	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
21	厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 （条例第6条第7項）
22	厚木市職員表彰規程の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
23	厚木市職員服務規程の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
24	厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
25	厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正	職員課	（4）事務又は事業の性質
26	厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正	行政総務課	（1）軽微なもの

市民参加手続点検表（予定）

⑫

担当課名　　建築指導課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市建築基準条例の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">建築基準法の改正に伴い厚木市建築基準条例の一部を改正するものです。

建築基準法改正概要
１「耐火建築物に係る主要構造部規制」の合理化
耐火建築物が主要構造部を耐火構造としたものから、特定主要構造部を耐火構造としたものに改正されたことに伴い防火上の「主要構造部」を一部「特定主要構造部」に改正します。
２「防火規制に係る別棟みなし規定」の創設
延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）で区画された場合、防火規制の適用上は別の建築物とみなすことができる規定が創設されたことに伴い、建築基準条例の防火規定に同様の別の建築物とみなすことができる規定を追加します。
３ その他文言の整理
「特定主要構造部が耐火構造であるもの」が「主要構造部が準耐火構造であるもの」と比較し、耐火性能が高いことから、「準耐火構造」の文言のあとに「特定主要構造が耐火構造であるものを含む」の文言を追加します。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="3">■ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋２以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋１以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
■法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
法令の改正に伴い条例の文言を追加又は変更するもので市に裁量の余地がないため</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑬

担当課名　　市民税課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市市税条例の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">地方税法等の一部改正に伴い、以下の項目について所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

■用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置について
固定資産税等について、平成11年度から設けられた用途を変更した宅地の課税計算方法を引き続き3年間再延長するものです。

（施行日）令和6年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="3">■ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
■法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
法令の改正に伴う条例の改正であり、市に裁量の余地がないため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑭

担当課名　　市民税課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市市税条例施行規則の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）により森林環境税が創設されたことに伴い、納税通知書等関連する文書の名称を改めるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市市税条例施行規則の一部を改正するものです。

（施行日）令和6年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="2">□ 条例の制定又は改廃</td><td colspan="2" rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td colspan="2" rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td colspan="2">パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
■軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
法令の制定等に伴い、当然必要となる規則の改正であるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑮

担当課名　商業観光課・生涯学習課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市アミューあつぎ運営管理業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">厚木市アミューあつぎ運営管理業務に係る技術提案書特定委員会を附属機関として設置するため、厚木市アミューあつぎ運営管理業務に係る技術提案書特定委員会規則を制定するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="3">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
附属機関を設置するための規則の制定であり、直接市民の権利義務に関係するものではないため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑯、⑰

担当課名　職員課・消防総務課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正
厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則において同施行規則を引用している部分を改めるため、規則の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="3">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
■軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
施行規則改正による文言の修正に対応するため、規則で引用している施行規則の文言整理のみを行うものであるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑱

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">給料表及び労働報酬下限額の改定、また地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="3">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
職員の勤務条件ついて定める規則であり、実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑲

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">保育所嘱託医師、学校嘱託医師及び学校薬剤師の報酬について、他市との均衡や薬品管理項目が増えていることを考慮し、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="3">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
非常勤特別職職員の報酬について定める規則であり、実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

⑳

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">職員の処分に伴い、市長としての責任を明確にするため、本条例の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="2">■ 条例の制定又は改廃</td><td colspan="2" rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td colspan="2" rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td colspan="2">パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

㉑

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">高齢者部分休業を取得することができる時間を具体的に規定し、定年前再任用制度との違いを明確にすることで、61歳年度以降の職員の多様な働き方を進めるため、規則の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="2">□ 条例の制定又は改廃</td><td colspan="2" rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td colspan="2" rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td colspan="2">パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める規則の改正であるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

㉒

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市職員表彰規程の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">職員の20年、30年勤続表彰については、2月1日又は退職日を基準日として勤続年数を算出し、該当する職員に2月又は退職日に表彰状を贈呈していますが、退職時に20年以上の勤務年数がある全ての職員に、長年の勤務に対する感謝の意を表した感謝状を贈呈していることから、感謝状と表彰状の重複贈呈を解消するため、規程の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="3">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について定める規程の改正であるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

㉓

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市職員服務規程の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">職員の名札の着用について、執務中は名札をパソコンのセキュリティカードとして利用しており、常に着用することが困難であることから、実情に合わせるため、規程の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="2">□ 条例の制定又は改廃</td><td colspan="2" rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td colspan="2" rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td colspan="2">パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について定める規程の改正であるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表（予定）

㉔、㉕

担当課名　　職員課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="3">厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正
厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="3">職員の特別休暇である「子の看護休暇」の子どもの対象年齢について、「小学校就学前まで」を「小学3年生まで」に拡大し、働きながら子育てしやすい職場の環境づくりを進めるため、規則の一部を改正するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">必要とする
市民参加手続の数
（規則第2条）</td><td colspan="2">□ 条例の制定又は改廃</td><td rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td>パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施
（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td>実施予定時期</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
□軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
■事務又は事業の性質</td><td>具体的な理由
市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について定める規則の改正であるため。</td></tr>
</table>

市民参加手続点検表

㉖

担当課名　　行政総務課

<table>
<tr><td>対象行為</td><td colspan="4">厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例において、同法を引用している部分を改める。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">必要とする
市民参加手続の数

（規則第2条）</td><td colspan="2">■ 条例の制定又は改廃</td><td colspan="2" rowspan="2">パブコメ＋2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 基本構想、基本計画等の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 施設の設置に係る計画の策定等</td><td colspan="2" rowspan="4">パブコメ＋1以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他の重要な計画の策定等</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 制度等の導入又は改廃</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 規則、行政手続法の審査基準等</td><td colspan="2">パブコメのみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民参加手続
の実施

（条例第2条）

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他</td><td rowspan="4">□実施する</td><td>手法</td><td colspan="2">実施予定時期</td></tr>
<tr><td>審議会</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>パブリックコメント</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■省略する</td><td>理由
（条例第6条第7項）
■軽微なもの
□緊急性のあるもの
□法令で実施基準を規定
□事務又は事業の性質</td><td colspan="2">具体的な理由
法を引用している部分のみの改正を行うものであるため</td></tr>
</table>